

鳴門市小中学校情報機器（学習者用コンピュータ）整備業務に係る公募型プロポーザル実施要領

【日程】

公告	令和7年6月10日（火）
参加表明書等提出期間	令和7年6月10日（火）～令和7年6月20日（金）午後5時
質問受付期間	令和7年6月10日（火）～令和7年6月17日（火）午後5時
質問への最終回答日	令和7年6月19日（木）
提案資格確認結果の通知	令和7年7月3日（木）まで
企画提案書等提出期間	令和7年7月4日（金）～令和7年7月25日（金）午後5時
提案書等の審査及び評価	令和7年8月上旬（予定）
審査結果の通知	令和7年8月中旬（予定）

1 業務概要

（1）業務名

鳴門市小中学校情報機器（学習者用コンピュータ）整備業務（以下「本業務」という。）

（2）業務の目的・内容

別紙鳴門市小中学校情報機器（学習者用コンピュータ）整備業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

（3）履行期間

契約締結日の翌日～令和7年12月26日

（4）見積限度額

本事業に係る費用の上限は、209,605,000円（税込）とする。

※仕様書で応用調達品と示す項目を除く

（5）担当部署

鳴門市教育委員会 総合教育人權課 教育支援室

〒772-0003 鳴門市撫養町南浜字東浜170番地

TEL：088-686-8805 FAX：088-686-8005

Mail：kyoikushien@city.naruto.i-tokushima.jp

2 参加資格要件

参加者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。なお、本市との契約締結までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、原則として、参加資格を取り消すものとする。

① 次のア又はイに該当する者

ア 鳴門市物品等一般競争入札（指名競争入札）及び随意契約参加資格者名簿に登録されている者

イ 上記アに該当しない者で「別紙①」に示す物品の購入等に係る一般競争入札（指名競争入札）及び随意契約参加資格審査申請に必要な書類を提出し、鳴門市が適当と認めた者

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと

③ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく再生手続開始又は申し立てがなされた者及びこれらの手続中である者でないこと。

④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は申し立てがなされた者及びこれらの手続中である者でないこと。

⑤ 鳴門市物品業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

⑦ 国税及び地方税に滞納がないこと。

⑧ 本業務の実施にあたり、本市との連絡調整や打ち合わせなどに、迅速かつ的確に対応できること。

3 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書等の作成及び提出に関する事項並びに本事業実施に関する事項に限ることとし、提案内容に関する質問は受け付けない。

（1）提出期間

令和7年6月10日（火）～令和7年6月17日（火）午後5時まで（必着）

（2）提出先

1（5）に掲げる担当部署

（3）提出方法

質問書（様式1）により、電子メールで提出。

※メール提出後その旨を電話にて連絡すること。

（4）回答方法

質問に対する回答は、鳴門市公式ウェブサイトにおいて、随時、公表し、令和7年6月19日（木）までに、全ての質問に対する回答を掲載する。

なお、質問に対する回答は、仕様書等の記載内容の追加または修正とみなす。

4 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加表明者」という。）は、提出期間に参加表明書等を提出すること。

なお、参加申込書を提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式3）を提出すること。

（1）提出期間

令和7年6月10日（火）～令和7年6月20日（金）午後5時まで（必着）

（2）提出先

1（5）に掲げる担当部署

（3）提出方法

持参（郵送）又は電子メールにより提出。（郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。）

（4）提出書類（各1部）

①参加表明書（様式2）

②会社概要調書（様式4）

③秘密保持誓約書（様式12）

④「別紙①」に記載の書類（鳴門市物品等一般競争入札（指名競争入札）及び随意契約参加資格者名簿に登録されている者は不要）

5 参加資格の審査及び確認結果通知

（1）参加資格の確認

参加表明者について、参加に必要な資格を有するか審査を行うものとする。

なお、参加表明に係る提出書類について、本市から説明を求められた場合、参加表明者はこれに応じなければならない。

（2）確認結果の通知

参加資格の確認結果について、令和7年7月3日（木）までに通知する。

なお、本通知が令和7年7月4日（金）正午時点においても届かない場合は、必ず「1（5）担当部署」に問い合わせること。

6 企画提案書等の提出

（1）提出期間

令和7年7月4日（金）～令和7年7月25日（金）午後5時まで（必着）

（2）提出先

1（5）に掲げる担当部署

（3）提出方法

持参又は郵送で提出。（郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。）

(4) 提出書類

提出書類	様式	提出部数	
		原本	副本
① 企画提案書表紙	様式5	1部	10部
② 企画提案書	様式任意	1部	10部
② 見積書	様式6	1部	10部
③ 見積内訳書	様式任意	1部	10部
④ 業務実績	様式7	1部	10部

(5) 企画提案書作成要領

ア 用紙規格は、A4、両面印刷とし、各ページに通し番号を記載すること。

イ 評価基準に記載する項目に対して、提案内容を分かりやすく具体的に記述すること。

ウ 専門知識を有しない者も容易に理解できるよう配慮し、見やすく明確に作成すること。

エ 確実に提案者が実現できる範囲で記載すること。

オ 文部科学省の「公立学校情報機器整備事業補助金」を最大限活用することを前提とし、「GIGAスクール構想の実現 学習者用コンピュータの調達等ガイドライン」（令和6年4月17日）に示されている基金からの補助対象と対象外に分けて、単価等の費目明細を作成し、提出すること。

参照 URL : https://www.mext.go.jp/content/20240417-mxt_jogai02-000033777_5.pdf

また、業務提案書にて提案した有償で提供可能なサービス等については、提供サービスごとの費用が分かるように別に見積書（任意様式）を作成し提出すること。

7 企画提案書等の審査及び評価

(1) 実施日

令和7年8月上旬予定 ※詳細は提案者に別途通知する。

鳴門市小中学校情報機器（学習者用コンピュータ）整備業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提出書類及びプレゼンテーション内容に基づき、審査及び評価を行う。

(2) 審査及び評価の対象

提出書類及びプレゼンテーション内容により、審査する。

(3) プレゼンテーション

実施方法

ア プレゼンテーションは、1者につき45分程度（準備5分以内、説明25分以内、質疑15分程度。ただし、参加事業者数の多寡により、各事業者一律により所要時間を延長・短縮する場合がある。）

イ プレゼンテーションは、提出された書類と同一内容に限り、実機やPC・プロジェクター等を用い行うことも可能とする。なお、プロジェクター及び電子モニター、HDMI ケーブルは市が準備する。その他必要となる機器は提案者において用意・設置すること。

ウ 出席者は3名以内とする。

エ プレゼンテーションの開始時間等は、企画提案書等を提出した提案者に別途通知を行う。

(4) 評価基準

評価項目		主な審査基準	配点
企業評価	(1)業務実績・業務遂行能力	・本業務に関する考え方について、明確な説明ができているか。 ・本業務を遂行するにあたり十分な体制が組織されているか。 ・本市の事情に応じ柔軟に対応できるか。	5
	(2)プレゼンテーション評価	・資料提案に基づくプレゼンテーションを行い、その内容に説得力があるか。 ・本業務に対しての熱意や積極性が感じられるか。	5
端末機能	(1)起動時間・利便性	・仕様書を踏まえた構成、機能となっているか。 ・速やかに端末が起動するか。 ・子どもたちにとって使いやすいものか。 (画面の見やすさ、打ちやすさ、書きやすさ等)	20
	(2)堅牢性	・堅牢に対するMIL規格を満たしているか。 ・落下や水没などの傷害をできるだけ緩和できる構造であるか。	10
	(3)追加提案・独自提案	・端末等に付随するアプリやサービスが充実しているか。 ・教育活動をより充実させるための提案かどうか。 ・学校や市にとって有益かつ効果的な提案があるか。 ・機器の利活用を促進させるための提案かどうか。	20
サポート体制		・問い合わせしやすい窓口が設けられているか。 ・問い合わせに迅速かつ的確に対応できる体制となっているか。 ・教員への研修やサポート体制が充実しているか。	10

業務実施体制	・納期限に間に合うような計画的スケジュールとなっているかどうか。	5
トラブル対応	・搬入時や納入後の問い合わせや軽微な改善要求、障害（初期不良や運用時等）について対応可能な体制があるか。	10
保守	・無償メーカー保証期限以降も修理があれば応じることができるか。 ・修理対応窓口の連絡先やサポート体制が具体的に示されているか。 ・修理時のフローは学校や市の負担が最低限のものか。	10
価 格	基本調達品の価格は適切か（5.5万円の範囲か）	5
	計	100

（５）受託候補者の選定

以下に掲げるすべての条件を満たした者のうち、審査委員会委員の評点の総合計点が最も高い者を受託候補者として決定する。

また、参加表明者が１事業者であっても、審査及び評価を行い、以下に掲げる①の条件を満たした場合には、受託候補者として決定する。

なお、選定された受託候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかったとき、又は選定された受託候補者が「２ ２(1) 参加資格」の要件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為が判明したときは、次点に選定された参加表明者（以下に掲げる①の条件を満たした者である場合に限る。）を受託候補者とする。

① 総合計点が、６割以上の合計点である者

② 総合計点が同点数のときは、審査委員会委員が一番高く評点をつけた者の多い提案書に決定する。それでも同数の場合は、審査委員会委員による多数決により決定することとし、なお同数の場合は委員長が決するところにより決定する。

（６）契約締結交渉

審査委員会において、受託候補者に選定された提案者と市は契約交渉を行う。なお、契約交渉が不調となったときは、次に得点の高かった提案者と契約交渉を行うこととする。

（７）結果の公表

審査結果は、参加表明者全員に対し、８月中旬に通知する。

また、審査委員会における審査及び評価の結果については、本プロポーザル手続きの完了後、鳴門市公式ウェブサイトで以下の内容で公表する。

- ・業務名、審査会日時及び委員数
- ・提案者数
- ・選定業者名
- ・審査結果（各項目点及び合計得点）

8 契約について

契約内容及び仕様については、受託候補者の選定後、企画提案書等の内容をもとに本市と詳細を協議するものとする。その場合、協議が整い次第、速やかに仮契約を締結するものとする。なお、仮契約締結の際には、改めて見積書を提出するものとする。

9 留意事項

- ① 提案書等の作成等、本プロポーザルに参加する一切の費用は、参加表明者の負担とする。
- ② 提出された書類等は返却しない。
- ③ 提出された提案書等は、契約に至った場合に使用するほか、業務受託者選定以外に使用しないものとし、鳴門市文書管理規則に従い、責任を持って管理及び廃棄を行う。なお、公文書公開請求があった場合、公開することがある。
- ④ 契約締結後、本提案における不正・虚偽記載等が認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

10 問い合わせ先

鳴門市教育委員会 総合教育人権課 教育支援室 担当：岡
〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜170番地
TEL：088-686-8805 FAX：088-686-8005
Mail：kyoikushien@city.naruto.i-tokushima.jp

別紙①

○ 経歴書（様式 8）（写し可）

○ 印鑑証明書（写し可）

○ 登記事項証明書（写し可）・・・法務局が発行するもの。

○ 貸借対照表・損益計算書（写し可）・・・申請日の直前 2 年の各事業年度に関するもの。

○ 納税証明書（写し可）

ア 市内に本店を有する者

鳴門市が発行する法人市民税・法人固定資産税（法人のみ）又は市民税・固定資産税（個人のみ）についての納税証明書

イ 市外に本店を有する者で鳴門市の支店・営業所等に、取引に係る権限を委任する者
鳴門市が発行する法人市民税・法人固定資産税（法人のみ）

※ 鳴門市の課税分だけで結構です。

ウ 市外に本店を有する者で、鳴門市内に支店・営業所がない者

本店所在地、あるいは委任先を設けた場合にあっては当該委任先についての法人市町村市民税・法人固定資産税（法人のみ）又は市民税・固定資産税（個人のみ）についての納税証明書

○ 使用印鑑届（様式 9）（原本）

（1）「届出者」欄

営業の本拠となる本社、本店に関する事項を記入し印については実印を押印すること。

（2）「使用印鑑」欄

鳴門市と契約の締結、代金の請求及び受領その他の一切の商取引に使用する印鑑を押印すること。※社判は不可。

○ 鳴門市暴力団等排除措置要綱に基づく誓約書（様式 10）（原本）

○ 委任状（様式 11）（原本）

鳴門市と契約の締結等につき支店、営業所等に属するものを代理人に選任する場合にあっては、資格の有効期間を通じての委任状を提出すること。